

日本特別ニーズ教育学会会報

第9号

発行日 2018年1月22日
SNE学会（日本特別ニーズ教育学会）事務局
〒184-8501 東京都小金井市貫井北町4-1-1
東京学芸大学総合教育学系特別支援科学講座
村山拓研究室 jimukyoku@sne-japan.net
TEL 042 (329) 7393

SNE学会第23回研究大会（2017年10月14日・15日：埼玉大学）の報告

教育講演とシンポジウム

今回の学会では、1日目に会員以外の教員と研究者にも参加してもらおうと、通常の教育に特別支援教育の実践研究の成果を生かす授業の形態である、「授業のユニバーサルデザイン（授業UD）」に係る教育講演と実行委員会企画のシンポジウムをプログラムに入れました。

まず教育講演は、日本授業ユニバーサルデザイン学会理事長である桂聖先生にお願いしました。演題は、「授業のユニバーサルデザインー全員が楽しく学び合い『わかる・できる』国語授業づくりを中心にー」で、筑波大学附属小学校の現役の教諭である桂先生によるワークショップ形式の講演でした。授業をユニバーサルデザインの視点を生かしてつくるということの意義を、授業を体験するワークショップを通して実感させる講演に、参加者は引き込まれました。通常の学会講演だと難しい顔をして聞くことが多いと思いますが、隣同士で話し合いながら、時には笑顔だけでなく笑い声も起こる講演でした。

続いての実行委員会企画のシンポジウムのテーマは、「授業のユニバーサルデザインと合理的配慮の提供」とし、昨年度より学校現場に義務付けられた合理的配慮の提供が、全ての子どもたちにとって学びやすい授業をつくることをコンセプトにした授業UDが、合理的配慮の提供となるかを追求する内容としました。この企画と司会は、埼玉大学の長江がつとめました。話題提供者は、一人目の八潮市立八條小学校の柳橋知佳子先生は通常の教育の観点から、二人目の富士見市立富士見特別支援学校の飯村恵先生特別支援教育の観点から、三人目の前越谷市立西方小学校長の服部純一先生は学校経営の立場から、具体的な実践を報告しました。茨城大学の新井英靖先生が指定討論をし、授業UD研究の課題を指摘しました。その後フロアからの意見も引き出し、活発な討論が行われました。（長江清和：埼玉大学教育学部附属教育実践総合センター）

課題研究

I：“貧困”と特別ニーズ教育

「子どもの貧困」が大きな社会問題として注目される中、子どもの貧困問題が政策課題として認識されることとなり、教育政策に対する提言も少なからず行われてきている。しかしながら、「貧困」と「教育」の関係はさらに検討すべき問題が山積している。SNE学会としても「貧困」の問題を十分に議論してきたとは言えない。そこで、本課題研究の初年度の取り組みとして、特別ニーズ教育の文脈から「貧困」についての「研究と実践の課題」を掘り下げる。今回は、子どもを包摂する場としての放課後学習支援ー大学、附属、公立学校連携による貧困研究PJからの活動報告（田嶋さん）、東京学芸大学児童・生徒支援連携センターの実践報告（小野さん）、家庭の貧困による「引きこもり」「心身症」から立ち直った当事者からの報告。

「子どもの貧困」を背景に、自治体レベルでは子どもの学習支援等の取り組み等も広がってきているが、学校教育との連携にはまだまだ課題は大きい。「学校を子どもの貧困支援のプラットホーム」として位置づけ、福祉と教育との連携をどう図っていくのかが問われている。報告の中では、それぞれの専門性を発揮しながら、柔軟に結合し、ネットワークを形成していくことの重要性が語られた。また、子どもの視点に立つと、貧困状況にある子どもたちのためだけでなく、どんな子どもも参加できる「居場所」と「学習」の保障の重要性も語られた。当事者の語りからは、あらためて教育の力を感じるとともに、学校や教師の課題も浮き彫りとなった。「貧困」は子どもたちの育ちに深刻な影響を与えているが、「貧困」は見えにくい、気づきにくい。だからこそ身近な教師や大人がアンテナを張り、感度を高めていかなければならない。

参加者からは、「相対的貧困」の問題として、「今は『貧困』ではないが、何かあったら崩壊するケースが多いのではないか」「取り上げる貧困像をどうするのか」との指摘がなされた。

(小野川文子：名寄市立大学保健福祉学部社会福祉学科)

II：マイノリティの視点からみた特別ニーズ教育

ようやく特別支援教育の考え方のなかに言語や貧困など「障害はないが特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒の学習上又は生活上の困難とその対応を理解する」視点が加えられつつある。SNE学会は発足以来、障害とともに障害以外のニーズと通常教育改革の必要性を提起してきた。今回は、場面緘黙・不登校、LGBTの当事者報告（大橋さん・奥村さん）、外国語を母語とする青年・成人等を支えてきた夜間中学校からの報告（中川さん）を受けた。当事者の青年の立場からの具体的な話題提供は参加者にとって深い問題提起となったと思われる。

とくに教員のマイノリティ・排除に対する無理解が話題になった。中学校の教員のなかでLGBTを「笑い・からかいの対象」としていること、「学校の先生だけには絶対話したくない」という子どもたちの思い、メディアの取り上げ方がプラスの方向になってきているのに「教員がこうした温床をつくっている」という指摘もあった。指定討論の橋本さんは、中学の経験から「色々な人がいて当たり前」の学級・学校づくりは学び合うことが出発ではないかと提起。たくさんの生きづらさ、でも学校が『ストレスフリー』という夜間中学校の報告に、以前、生徒と学んだときの声『いい学校だね、ルールがなくて、勉強したいこと勉強できて』を重ね、「ストレスフリーってというのが学校ということではないか」と述べた。「一人の教員がすべて把握するのは困難」だが「色々な学びの中でマイノリティ、色々な生きにくさを考え合える教育」の大切さが出された。二通さんの時間はあまりとれなかったが、障害者・マイノリティをとりあげた映画も「学び合う」きっかけとして活用できるのではないだろうか。来年度に向けて実践とつなげて学校のあり方を考えていきたい。

(猪狩恵美子：福岡女学院大学人間関係学部)

ラウンドテーブル

I：小学校における学習上配慮の必要な子どもの理解と指導の課題

第一報告は、窪島務氏（滋賀大キッズカレッジ・滋賀大学名誉教授）による「通常学級の一人ひとりの子どもの学習権保障～インクルーシブ学級であることを前提に」。日本の学校は、発達段階が多様な子ども、多様なニーズがある子どもが在籍している現状があり、その前提が教育学的に共有されていないことが指摘された。通常学級では多様な発達段階多様な障害のある子どもに対する教育実践が求められている。画一的な教育ではなく、子どもに対する多様で柔軟な教育実践が求められることが、滋賀大キッズカレッジに通う子どもたちの事例から報告された。

第二報告は、の加茂勇氏（新潟県公立小学校教諭）による「学校現場におけるユニバーサルデザインの広がり

と子ども理解」。加茂報告では、教育現場において実際に行われている「ユニバーサルデザインに基づいた教育」とされている実践と「子どもの姿や声」、「教師の思いや悩み」等を紹介された。特に「ユニバーサルデザイン」とされる教育方法そのものが「スタンダード化」されたり、最近流行のスクールスタンダードと結びついたりすることで、教育の画一化・チェックリスト化が進み、当事者の声が捨象されてしまう状況が報告された。

第3報告は、荒金毅氏（滋賀県公立小学校教諭）によるもので、通常学級に在籍する学習上配慮の必要な子どもの2事例であった。全員の一時間ごとの学習感想とまとめの問題、評価テストなど、通常学級の担任が日常の指導の中から配慮が必要な子どもに気づいていく経過、その子どもたちへの指導の実際、子どもたちの声が報告された。

報告後、個別のニーズのある子どもたちへの支援に対しての「ユニバーサルデザインにもとづいた教育」は対応しきれるのか、多様なニーズの子どもたちに画一化への親和性が高い教育指導の問題などが議論された。また多忙化が進む小学校現場で一人ひとりの子どもの課題を把握することの難しさが荒金報告との関係で議論された。

（石垣雅也：滋賀県公立小学校）

II：北欧における子どもの「虐待・DV」等の問題と社会的養護—スウェーデン、アイスランドの「子ども権利擁護センターBarnahus」の調査から—

本ラウンドテーブルでは、スウェーデンとアイスランドの児童虐待防止の取り組みについて紹介しながら、日本における社会的養護の課題について検討した。参加者は約25名であった。

子ども中心の権利擁護システムの先駆的取り組みとして、北欧の「子どもの権利擁護センターBarnahus」を挙げることができる。「子どもの権利擁護センターBarnahus」とは1980年代にアメリカで開発された子どもの権利擁護システムであり、警察・ソーシャルワーカー・小児科医・児童精神科医・心理士・検察官等が所属して司法面接・医学鑑定と治療・保護・本人および家族のケア等を総合的に実行できる機関である。北欧では1998年にまずアイスランドが、2005年にスウェーデンが導入している。

筆者らは2017年2月、スウェーデンの「Barnahus ストックホルム」とアイスランドの「Barnahus アイスランド」に訪問調査を実施した。

Barnahusの基本システムと業務内容はスウェーデンとアイスランドで共通しており、虐待等によって危険にさらされている子ども（18歳未満）を対象に、①子どもの保護、②医学的鑑別と治療、③司法面接・裁判上の手続き、④心理療法、⑤里親等地域の児童福祉サービスへの移行支援を実施しているほか、⑥家族療法・家族の再統合にも取り組んでいる。

これらの業務担当がすべてBarnahusに一本化されていることが最大の特長かつ目的であり、これによって被害を受けた子どもが複数の機関を訪れて繰り返し調べを受けるという身体的・心理的負担を大きく軽減することができる。とくに15歳未満の場合は、警察官やBarnahus職員との面談がそのまま裁判での証言として扱われるため、起訴の後に裁判所に直接出廷する必要がない。

スウェーデンにはBarnahusが30ヶ所設置され、ストックホルムBarnahusはそのなかでも最大規模の施設である。各地域のBarnahusを統括する組織がないという課題を抱えているが、担当者全国会議が年間4回実施されている。

スウェーデンでは子どもとの司法面接は警察の所管であり、52名の警察官がBarnahusに常駐している。あわせて社会サービス担当者、医師、看護師、検察官、地域300ヶ所の児童保護サービス担当者が所属し、多職種連携体制を整えている。なお警察官が常駐しているのは、スウェーデンでもストックホルムのみである。所属スタッフには教育関係者が含まれていないが、社会サービス担当者が学校との連絡を行なっている。また、近年ではとくにアフガニスタンを中心とした難民的バックグラウンドを抱えているケースが対象児の中でも増加してい

る。

アイスランドでは、15歳以上の子どもは原則的に警察署で面接が行なわれるが、15歳未満の場合や発達上の課題・困難を有する場合は心理士（5名体制）が面接を行なう。そのため警察官は常駐していないが、近隣に警察署があるため連携体制は整えられている。心理療法については18歳まで全員がBarnahusにて受けることができる。

さて日本では多くの場合、司法面接は児童相談所や警察・検察で実施されている。2015年10月の通知により、子どもの心理的負担の一層の軽減及び子どもから聞き取る話の内容の信用性確保のため、児童相談所、警察及び検察が連携を強化し、共同面接の実施を行うことが推奨された。この3機関の実施にあたっては、面接する者以外の者がモニター又はワンウェイミラーを通じて面接を観察することができるような工夫が求められている。

司法面接にあたっては、「技法」として子どもにやさしい環境下で、発達段階に応じた誘導のない聴取を行い、法的論争に耐えうる事実を聴取することや、「システム」として児童相談所、福祉事務所、警察、弁護士などの関係機関と連携して面接することで、重複した聴取を防ぎ二次的被害を回避することが求められる。日本では特にシステムとして関係機関が連携を図り、立会いを含む迅速かつ適切な調査と子どものケアを行うことが課題といえる。
(高橋智：東京学芸大学)

Ⅲ：合理的配慮提供に向けた合意形成プロセスの検討

中教審報告（2012）において、合理的配慮は設置者・学校と本人・保護者が可能な限り合意形成を図った上で決定・提供されることが望ましいとされたが、合意形成については同報告の内容を検討した特別支援教育特別委員会の議論の経過を含めて、具体的な言及はほとんど見られなかった。一方、同報告では、合理的配慮を決定する上でICF（国際生活機能分類）を活用することが考えられると述べられ、また、次期特別支援学校学習指導要領の検討過程でも、合理的配慮との関係で重ねて言及された。

これまで、企画者は、合理的配慮の合意形成の在り方について、ICF-CY（同児童版）の活用に着目しながら検討を進めてきた。現段階での到達点として、①概念的枠組みの使用については、子どもの実態を多面的・総合的に見ること、特に参加の視点に着目して目標を設定するのに寄与できる、②分類項目の使用については、見落としなく、多面的に見ることに寄与できる、が挙げられた。そこで、本ラウンドテーブルでは、これまでの研究成果を踏まえ、合意形成プロセスを中心としながら、決定・提供・見直し等の在り方について検討することにした。

本ラウンドテーブルでは、次のような話題提供を行った。①合理的配慮検討手順試案における「合意形成プロセス」の位置づけ（徳永）、②当事者主体の合理的配慮アセスメントと合意形成—LD児用ICFコアセットの開発・活用を基盤として—（西村）、③合理的配慮決定におけるICF-CY分類項目の活用（堺）。これらの話題提供に対し、田中は、「本研究におけるICF活用の妥当性及び検証の在り方」と題して指定討論を行った。

その後、フロア参加者を含めて協議を行い、ICFコアセットの有用性及び項目抽出の妥当性や、そのための基礎研究となる適合性検討のためのリンキングルールの在り方等について検討が行われた。今回得られた知見は、ICF-CYを活用した合理的配慮の合意形成プロセスの検討に生かしていくことが確認された。

(徳永亜希雄：横浜国立大学)

Ⅳ：特別支援教育における保幼小連携の実際と今日的課題

1. 企画主旨

障害のある子どもに対する早期からの一貫した支援として保幼小連携が注目されています。本ラウンドテーブルでは、特別支援教育における保幼小連携について、小学校等と特別支援学校小学部それぞれの就学における取

組を紹介しつつ、現状と今後の課題や展望について議論を行いました。

2. 話題提供

1) 障害のある子どもの保幼小連携の現状と課題－企画主旨に代えて－ (斎藤遼太郎) : 平成 29 年度に改訂された保育所保育指針や幼稚園教育要領を取り上げ、保幼小連携の根拠や今日行われている接続のため各種支援ツールを紹介しました。

2) 幼稚園・保育所と小学校等との連携－就学支援シートを中心に－ (小林徹) : 障害のある子どもの就学に当たって活用される「就学支援シート」や「相談支援ファイル」を取り上げ、各資料の開発された経緯や記入内容、活用状況について報告しました。

3) 就学前施設や特別支援学校幼稚部と特別支援学校小学部との連携 (檜木暢子) : 障害のある子どもたちが利用する就学前施設で活用される「障害児支援利用計画」を取り上げ、計画の活用方法や、連携・引継ぎにおける課題について報告しました。

3. 指定討論

センター的機能との関連の視点で (田中雅子) : 特別支援学校のセンター的機能の一環として、特別支援教育コーディネーターという立場で地域の保育所等から受けた相談内容について紹介しました。そして「先入観を持ちたくないから読まない」「保護者から作成の了承が得られない」などの実際の声がある中で、保幼小連携をどのように進めていけばよいか問題提起されました。

4. 全体討論と統括

参加者からは、中学校等それ以降の連携はどうすべきか、保育所と小学校の管轄の違いが連携を困難にしているのではないかと、といった意見が挙げられました。以上を踏まえ、参加者との活発な意見交換が行われ、全体討論は充実したものとなりました。本ラウンドテーブルが障害児の保幼小連携の更なる発展に貢献することを期待します。
(斎藤遼太郎: 茨城キリスト教大学文学部)

V : 「東南アジアにおけるインクルーシブ教育をめぐる動向と課題－ベトナムとカンボジアを軸に」

本ラウンドテーブルは、カンボジアとベトナムの障害児教育・インクルーシブ教育の発展には、各国の不断の努力を基礎としつつ、国際協力が必須であるという観点から、具体的課題を考えあいました。

話題提供 1「カンボジアのインクルーシブ教育をめぐる動向と課題」(間々田和彦、王立ブノンペン大学) では、カンボジアが 2012 年に障害者権利条約に批准したのに伴い、2016 年に教育省特別教育課の設置、2018 年クルサー・トマイ (特別学校) での特別教員養成開始、2020 年には障害児教育関連 28 機関・学校の国営化など、施策の急速な展開が起きていることが報告されました。話題提供 2「ベトナムのインクルーシブ教育をめぐる動向と課題」(黒田学、立命館大学) では、ベトナムが、1990 年代に障害者の権利保障に関する法制度を整備し、2001 年に「教育発展戦略の首相決定」でインクルーシブ教育を目標に据え、2015 年には障害者権利条約を批准したことが報告されました。しかしながら、障害児の就学率は 40%程度と推計され、通常学校での障害児の受け入れが進まない実態が見られます。

指定討論 (平沼博将、大阪電気通信大学) では、インクルーシブ教育発展への課題が提起されました。障害者に対する差別・偏見をなくするために、科学とヒューマニズムに依拠し、通常学級教師等の専門家養成を図ること。さらにインクルーシブを「教育」の問題だけにとどめず、あらゆる暴力を平和に転換し、インクルーシブ社会の実現に向けた社会改革を推し進めることが提起されました。その上で、カンボジアとベトナムでは、インクルーシブ教育発展に向けた国際理解、国際協力の可能性と重要性に着目した具体的な支援の取り組みが求められていると述べられました。

(黒田学: 立命館大学産業社会学部)

VI：生涯を見通した青年期の学び＝発達支援の到達点と課題 ～文科省の「特別支援教育の生涯学習化」政策に関わって～

「特別支援教育の生涯学習化」についての文科大臣メッセージが発表されたことを受け、文部科学省は、2018年度の概算要求に「学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業」として1億7900万円を計上した。この多くは、学校から社会への移行期の学習プログラムや実施体制等に関する研究費用とされており、教育年限延長運動との連動が期待される。このような状況をふまえ、以下3件の話題提供を得た。

國本会員からは、全国専攻科（特別ニーズ）教育研究会を中心に取り組みられてきた運動や研究の経過が報告された。近年では、福祉事業を活用した教育事業所も増え、中等教育の延長を志向するものだけではなく第三期教育の代替を志向するものなどの多様性も見られるといった状況が報告され、学校教育との連関や接続を意識した生涯にわたる学習の権利保障についての提起がなされた。

平子会員からは、法定外見晴台学園大学の実践が報告された。「ゆっくりと学びたい」というねがいをもつ学生たちが、サブティーチャーの支えを受けながら、主体的に学ぶ様子が紹介され、ここでの学びの経験が、「生涯学び続ける基礎となる」という提起がなされた。

小畑会員からは、福祉型専攻科や青年学級で学ぶ青年たちの様子が報告された。「もっと豊かに」「もっと時間をかけて」自分づくりを教育で取り組むために青年期をとらえ直すこと等が生涯学習の課題であるという提起がなされた。

櫻井会員による指定討論、フロアからの討議などを通して、福祉型専攻科や法定外大学などの取り組みに出会うことができている青年たちは「幸せ」であるということが確認されたと同時に、青年期の学びの場に「偶然出会えた青年たちがいる」から「すべての青年が出会うチャンスがある」に移行していく必要性が確認された。

（伊藤修毅：日本福祉大学子ども発達学部）

VII：夜間中学からみた学びの意味と教育制度上の課題

参加者は12名。関本保孝氏（基礎教育保障学会事務局長・元夜間中学教員）には、戦後の夜間中学のあゆみを整理しつつ、ご自身の実践や「全国夜間中学校研究会」による運動の動向も交えながら、「義務教育機会確保法」成立までの流れをご報告いただいた。同法の立法化をめぐる超党派の働きかけを継続しながらネットワークを広げ、当事者性を中心にデータにもとづいて要求を明確化していくことが重視されることが紹介され、就学猶予・免除者への取り組みの課題として対象者数の把握、受け入れ状況の全国調査、体系的な教育権保障、夜間中学校内の環境整備、社会への周知などを指摘された。

指定討論として船橋秀彦氏（福祉型専攻科シャンティつくば）は、教育年限延長の運動や福祉型専攻科に関わる立場から、夜間中学の教師像や学校像、制度化による制約について問われた。小野川文子氏（名寄市立大学）は、生活困難への支援を含んで学校教育を保障してきた寄宿舎教育との共通点をあげながら、夜間中学における生活への支援やケアのあり方、今日の社会状況をふまえた「基礎教育」の内容を問うた。フロアからは、生活を支える知識を得ることや人生を向上させることが学びの本質であること、「学びのセーフティネット」として学び直しができる場が多様に求められているのではないかと、といった意見が出された。

これらに答えて関本氏は、「生活基本漢字」のように本人の必要性から出発し、生活を支えるための教育内容・授業づくりが基本であること、個人の生活を動かし、個性が生きることに教育の役割があるのではないかと語られた。学ぶことが生きることを支えるためには、教師が本人の生活（史）を深く掘みながら、本人の幸福につながる学びの内容をつくり出す必要がある。今後、夜間中学と就学猶予・免除者への双方の教育実践を交流しながら、「基礎教育」の内容を深めていくこと課題としたい。

（河合隆平：金沢大学教育学部）

SNEジャーナル第24号の投稿案内

SNEジャーナル第23号より、投稿時に投稿確認チェックリスト及び著作権に係る承諾書等の提出をお願いしています。詳細は学会ウェブサイトにてお知らせしていますのでご熟読いただき、ぜひ投稿くださいますようお願いいたします（編集幹事 田部絢子）。

1. 投稿締切りは **2018年4月27日（金）（消印有効）** です。
2. 投稿論文は、投稿規定、執筆規定、投稿確認チェックリストを十分に確認してください（特に文字数・研究倫理・会費納入状況には留意すること）。レターパック、簡易書留等の送付記録が残る形式で郵送するとともに、投稿論文の電子ファイル一式を電子メールに添付して提出してください。

3. 電子ファイルの提出先と投稿に関する問い合わせ先は以下のメールアドレスです。

SNEジャーナル編集委員会 hensyu@sne-japan.net

4. 投稿論文の送付先が変更になりました。ご注意ください。

SNEジャーナル編集委員会 奥住秀之研究室

〒184-8501 東京都小金井市貫井北町4-1-1

東京学芸大学 総合教育科学系特別支援科学講座

SNE学会中間集会のご案内（一次案内）

2018年度の中間集会は、大阪体育大学にて開催することとなりました。今回のシンポジウムではマイノリティ問題を取り上げ、特別な教育的ニーズを有する子どもが安心して暮らせる学校・社会を目指した議論を深められたらと思います。午前中には学会の新たな試みとして若手会員による企画を行ないます。11月17・18日に開催する第24回研究大会（大阪体育大学）のキックオフ企画でもありますので、皆様のご参加を心よりお待ちしております。詳細は決定次第、学会ウェブサイトにてお知らせいたします。

（第24回研究大会・中間集会準備委員会 田部絢子）

開催日： 平成30（2018）年6月3日（日）
（午前：若手会員企画、午後：シンポジウム）

開催地： 大阪体育大学 同窓会会館アネックス
大阪市北区天満3丁目10-16 ☎06-6352-9102
●大阪市営地下鉄谷町線・堺筋線 南森町駅より徒歩8分

- JR東西線 大阪天満宮駅より徒歩6分
- 大阪（梅田）駅よりタクシー16分

第24回研究大会のご案内（一次案内）

第24回研究大会は、大阪体育大学にて開催することとなりました。大阪体育大学のキャンパスは、関西空港に近い熊取町の小高い丘の上に位置し、体育学部・教育学部・健康福祉学部において小学校、中学校・高等学校保健体育、特別支援学校の教員養成を行っています。

今回の大会では、本学会が大切にしてきた「特別ニーズ教育」を現在の子どもが抱える困難やニーズを通して再考するシンポジウムを複数企画しています。大学近隣地域の学校・教育委員会との共同企画も計画中です。

また、大会一日目の夜には「がんこ岸和田五風荘」にて懇親会を開催いたします。岸和田城の壕端に佇む2,400坪を越す広大な敷地のお屋敷で和食をお召し上がりいただきながら、ご参加の皆様の親睦を深めていただければ幸いです。参加ご希望の方には事前予約をお願いする予定です。

理事会等の諸般の事情により、例年の大会日程より遅くなりますが、万障お繰り合わせの上ご参加くださいますよう心よりお待ちしております。大学近隣にはホテルが少なく、大阪全域において観光客増によるホテル不足が生じていますので早めのご予約をおすすめいたします。プログラムや研究発表登録の詳細は決定次第、学会ウェブサイトにてお知らせいたします。

（第24回研究大会・中間集会準備委員会 田部絢子）

開催日： 平成30（2018）年11月17日（土）～18日（日）
（大会前日16日午後スタディーツアー等を計画中です。）

開催地： 大阪体育大学 ← 中間集会とは会場が異なりますのでご注意ください
大阪府泉南郡熊取町朝代台1-1
● JR阪和線・熊取駅より南海バス13分

運営体制：	大会準備委員会	委員長	後上鐵夫（学会員）
		事務局長	松崎保弘（学会員）
		事務局員	曾根裕二（学会員）
			田部絢子（学会理事）

事務局からのお願い

1. 年会費の納入をお願いいたします。

これまで、年会費納入をお願いするにあたり、郵便局の払込取扱票をお送りしてまいりましたが、お送りする払込取扱票と同じものを郵便局で入手できること、お送りした払込取扱票を使わずに会費の納入をされる会員が増えていること、学会の経費削減方針等の理由により、2017年度から払込取扱票の送付を停止しております。

払込取扱票につきましては最寄りの郵便局で入手していただけますよう、お願い申し上げます。

また、会報発行の時期の関係でこの時期の納入のご案内をさせていただいておりますが、例えば2018年度の会費を2017年度内にお振込みいただきたいという意味ではございませんので、申し添えさせていただきます。

年会費：7000円

郵便払込口座（口座番号）00110-5-250638

ゆうちょ銀行口座 ○一九（ゼロイチキュウ）店（019）当座 0250638

2. メールアドレスご提出のお願い

本会報を含め、学会からのご連絡、ご案内の電子化、ペーパーレス化を進めております。つきましては、学会に会員個人のメールアドレスをお知らせ下さいますよう、お願い申し上げます。今後、お知らせいただいたメールアドレスに学会からのお知らせを送らせていただく予定です。

学会ウェブサイト上で登録フォームを準備する予定でありますが、下記にメールでご連絡いただく形でも結構でございます。

連絡先：学会事務局（jimukyoku@sne-japan.net）

ご提供いただきたい情報：会員のお名前、ご所属、メールアドレス

以上、よろしくお願い申し上げます。なお、学会事務局には専従スタッフはおりませんので、返信等に多少のお時間をいただきますことをご承知おきいただければ幸いです。

引き続き、会員のみなさまの学会活動へのご理解、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

理事・事務局長 村山 拓（東京学芸大学）

編集雑感

思いのほか、原稿の集約に手間取りました。催促が遅れたという私自身の問題もあります。とはいえ、なんとか発行にこぎ着けました。こうなれば調子が上がってくるはず。「コツ」も掴みかけてきました。「コツ」ということでいえば、昨年末、北海道教育委員会から示された「北海道における教員育成指標」にこの言葉が出てきます。周知のとおり、教員育成指標とは、養成段階、初任段階、中堅段階、ベテラン段階で求められる資質能力を明示したものです。たとえば、「特別支援学校版教員育成指標」では、「個別的教育支援計画」と「個別の指導計画」がどの段階でも重視されています。段階に応じて、その意義を理解し、作成かつ効果的な活用が求められているのです。注目すべきは、ベテラン段階に「これまでの経験を踏まえた「心構え」や「コツ」を伝えること、すなわち定量化できない経験知の発揮を求めていることです。私の場合、過剰な数値主義が跋扈する現下の状況への戒めでもあると勝手に解釈しております。今後、このような思いつき、雑感の類も反映できるような紙面づくりに努めます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

（理事・会報編集担当：二通 諭 札幌学院大学人文学部人間科学科 nitsusat@sgu.ac.jp）